

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和4年6月24日

照会者名 オータ事務所行政書士法人
代表社員 太田 ミエ子 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和4年6月23日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会のあった事実において、A社がB社から受注する予定の番組送出システム構築業務に係るA社の行う作業については、建設業法別表第一の建設工事に該当しない。したがって、A社は建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。